

平成 27 年 6 月 1 日

申請者様 各位

SBIアーキクオリティ株式会社  
建築評価本部 確認検査グループ

### 法第 6 条の 3

「特定構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものの審査」

### ～ 『ルート 2 基準審査』 について～

建築基準法改正(※1)に伴い、平成 27 年 6 月 1 日以降に引き受ける対象物件について、『ルート 2 基準審査』(※2)を実施しないことをお知らせします。

なお、『ルート 2 基準』で設計された建築確認申請を、弊社宛に提出される場合は、建築確認申請図書の『正本』、『副本』、並びに構造計算適合性判定機関にて取得された『適合判定通知書(判定申請関係図書を含む)』をご提出くださいますようお願いいたします。

※1 建築基準法改正 : 「建築基準法および関係政令等の改正(平成 27 年 6 月 1 日施行)」

※2 「ルート 2 基準審査」 : 建築基準法第 6 条の 3 のただし書きに規定される  
「特定構造計算基準および特定増改築構造計算基準」のうち  
確認審査が比較的容易にできるもの(ルート 2 基準)」

SBIアーキクオリティ株式会社  
建築評価本部 確認検査グループ

TEL 03-5214-0416

FAX 03-5212-3162